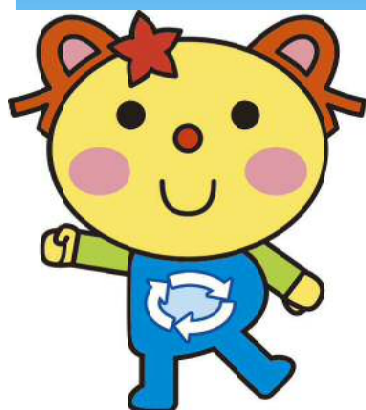


地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

ごみ減量 未来へつなげる

エコ暮らしプラン

川崎市一般廃棄物処理基本計画

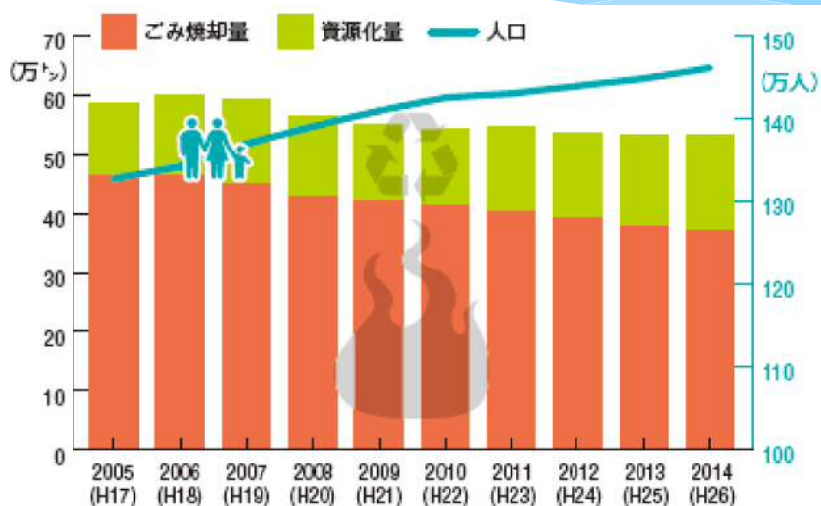


川崎市環境局廃棄物政策担当
平成28年11月4日

一般廃棄物処理の現状と課題

1 ごみ総排出量の削減

・人口増加(約15万人)にもかかわらず減少(60万t⇒53万t)

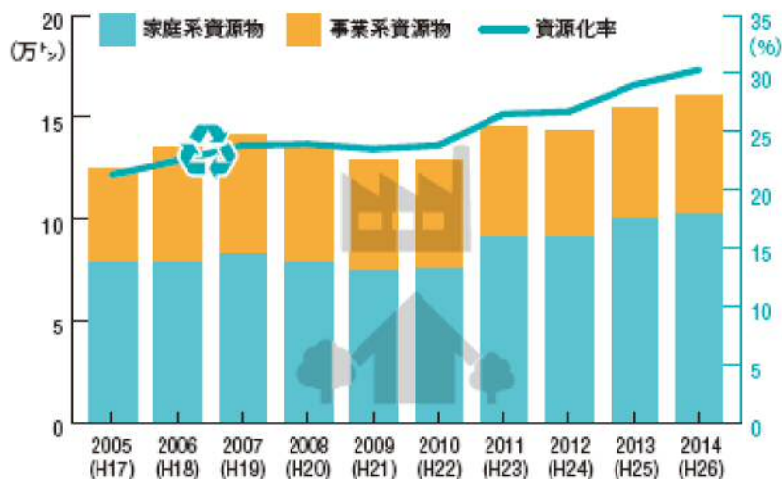


グラフ 1-1 ごみの総排出量と人口の推移

一般廃棄物処理の現状と課題

2 資源化の推進

- 2011(平成23)年以降のミックスペーパーやプラスチック製容器包装の分別収集の拡大により家庭系の資源化量は増加

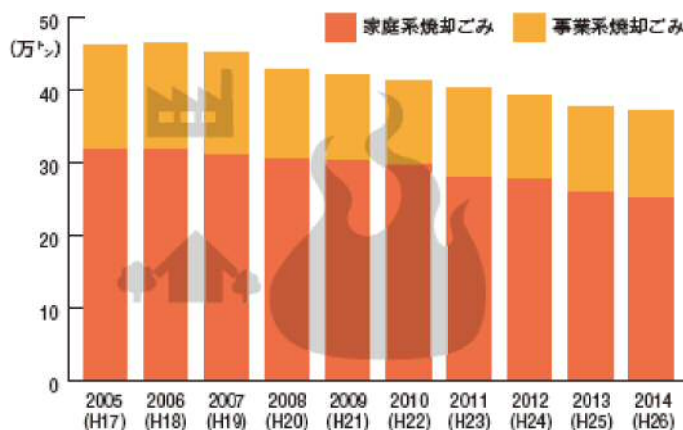


グラフ 1-2 資源化量(率)の推移

一般廃棄物処理の現状と課題

3 ごみ焼却量の削減

- 2005(平成17)年以降、約9.1万t削減(46.2万t⇒37.1万t)
⇒2015(平成27)年から3処理センター体制へ
- 事業系焼却ごみ量は、2009(平成21)年以降ほぼ横ばい

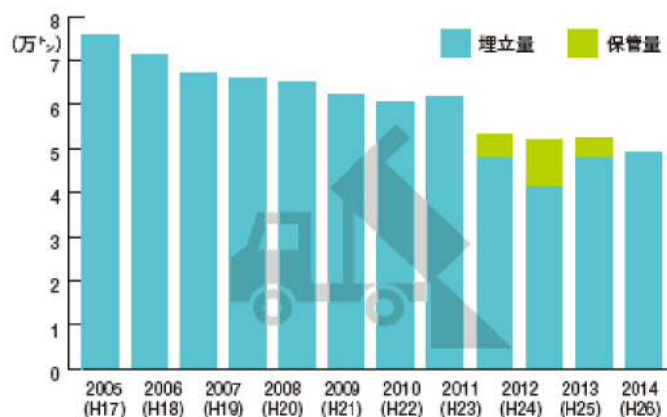


グラフ 1-3 ごみ焼却量の推移

一般廃棄物処理の現状と課題

4 最後の埋立処分場

- これまでの取組により、ごみ焼却灰の埋立量は減少し、現在使用中の浮島廃棄物埋立処分場は概ね40年後まで延命
- ただし、川崎市においては最後の最終処分場



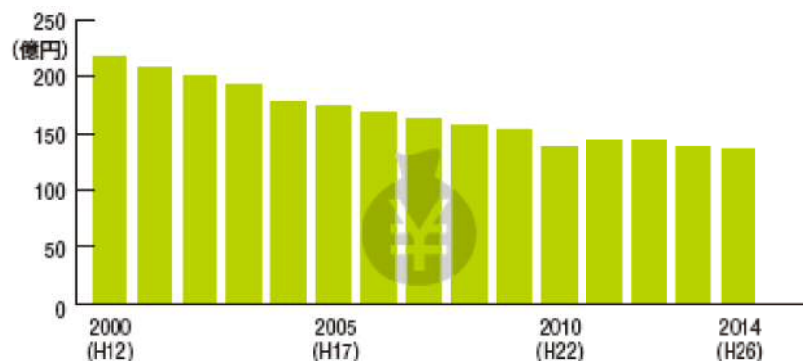
グラフ 1-4 埋立量の推移

※ 2011 (H23) ~ 2013 (H25) 年度は、福島第一原発事故の影響により、焼却飛灰を別途保管

一般廃棄物処理の現状と課題

5 ごみ処理費用

- 収集・処理業務における民間部門の活用や普通ごみ収集回数の変更などの取組により家庭系の処理費用は大幅な減少傾向
- 焼却ごみの減量化が進展し、2015 (平成27) 年度から3処理センター体制へ移行できたことにより、ごみ処理費用はさらに削減 (H27:133億円)



グラフ 1-5 ごみ処理費用の推移

※ごみ処理費用は、家庭系ごみの収集・運搬、処理・処分等に係る費用

基本計画

一般廃棄物処理基本計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第6条により、「市町村は区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めなければならない」とされている。

その内、一般廃棄物の処理に関する**基本的な事項について定めるものを「基本計画」とし、実施のため必要な各年度の事業について定めるものを「実施計画」として、以下の事項を定める。**

- ①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ②一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

基本計画

計画の体系 計画の体系は次のとおりとなっています。

基本計画 2016(平成28)年度～2025(平成27)年度	第1期 行動計画 2016(平成28)年度～2017(平成29)年度
基本計画 ● 1人1日ごみ排出量 15%削減 ● ごみ焼却量 4万t削減 基本事項	第1期 行動計画 ● 1人1日ごみ排出量 15%削減 ● 全県資源回収率 53% ● ごみ焼却量 1万t削減 実施の概要
1 環境教育・環境学習の推進 ① 幼少への普及促進 ② 若年層への普及促進 ③ 若年層や外国人への普及促進 ④ 市民・事業者への普及促進	⑤ 普及啓発員を活用した啓発活動の充実 ⑥ イベント等での啓発活動の充実
2 情報共有の推進 ① 多様な媒体を活用した情報提供 ② 地域活動とごみの分別・出し方の協力的な情報提供	⑦ 家庭のゴミエコネット・チェックシート等の普及と新たな啓発づくり(6ヵ月単位) ⑧ 公民館等における普及啓発の充実
3 市民参加の促進 ① 資源物廃棄物等との選別強化 ② 自治会・サークルの育成 ③ 新たな市民参加の取組	⑨ 環境パートナーシップ推進の取組 ⑩ 環境ボランティアの取組 ⑪ 資源物回収の充実
II 資源物ごみの減量化・資源化 ① 資源物の回収・処理及び再生利用等に関する取組 ② 資源物ごみの減量・分別に向けた取組の充実と資源物資源化率の向上	⑫ 資源物回収の充実 ⑬ 資源物回収センターの設置 ⑭ 資源物回収センターによる事業連携の促進 ⑮ 資源物回収センターの設置 ⑯ 資源物回収センターの設置
3) 当ごみ処理場ごみの減量化・資源化 ① 貯留容量に合わせた減量化取組の推進	⑰ エコポイントの推進 ⑱ クリーン購入の推進
4) 生ごみごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	⑲ エコポイントの推進 ⑳ クリーン購入の推進 ㉑ 公共施設における生ごみリサイクルの推進 ㉒ 小中学校等における生ごみリサイクルの推進 ㉓ 中学校等に生ごみリサイクルの推進
III 資源物ごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	㉔ 資源物回収センターの設置・整備 ㉕ 資源物回収センターの設置・整備
3) 処理センター等での処理場の確保 ① 処理センターの確保 ② 処理センターの確保	㉖ 処理センターの確保 ㉗ 処理センターの確保
4) 生ごみごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	㉘ 色別資源物回収センターの設置 ㉙ 色別資源物回収センターの設置
5) 資源物ごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	㉚ 色別資源物回収センターの設置 ㉛ 色別資源物回収センターの設置
6) 資源物ごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	㉜ 色別資源物回収センターの設置 ㉝ 色別資源物回収センターの設置
7) 資源物ごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	㉞ 色別資源物回収センターの設置 ㉟ 色別資源物回収センターの設置
8) 資源物ごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	㊱ 色別資源物回収センターの設置 ㊲ 色別資源物回収センターの設置
9) 資源物ごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	㊳ 色別資源物回収センターの設置 ㊴ 色別資源物回収センターの設置
10) 資源物ごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	㊵ 色別資源物回収センターの設置 ㊶ 色別資源物回収センターの設置
11) 資源物ごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	㊷ 色別資源物回収センターの設置 ㊸ 色別資源物回収センターの設置
12) 資源物ごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	㊹ 色別資源物回収センターの設置 ㊺ 色別資源物回収センターの設置
13) 資源物ごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	㊻ 色別資源物回収センターの設置 ㊼ 色別資源物回収センターの設置
14) 資源物ごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	㊽ 色別資源物回収センターの設置 ㊾ 色別資源物回収センターの設置
15) 資源物ごみの減量化・資源化 ① 安全・安心な処理場の確保 ② 処理センター等での処理場の確保	㊿ 色別資源物回収センターの設置 ㊽ 色別資源物回収センターの設置

基本計画

1 基本理念

地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

2 基本方針

- ・社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現します
- ・市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実践し、さらに3Rを推進します
- ・安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守ります



3 計画期間

2016（平成28）年度から2025（平成37）年度までの「10年間」とします

基本計画

4 目標

●ごみの発生抑制の推進

●ごみ焼却量の削減

目標1 1人1日あたりのごみ排出量を10%削減します



2014（平成26）年度

2025（平成37）年度

※ごみ排出量は、一般家庭から排出されるごみ（普通ごみ・粗大ごみ・資源物・資源集団回収）、事業者から排出されるごみ（事業系焼却ごみ・事業系資源物）、道路清掃ごみの合計になります。

目標2 ごみ焼却量を4万トン削減します
家庭系2万トン削減、事業系2万トン削減



2014（平成26）年度

2025（平成37）年度

1万8千t-CO₂の減
(杉の木128万本分相当)

埋立処分場の延命化

ごみの減量化・資源化を推進することにより、埋立処分場の使用期間を最大限延長することを目指します。

基本計画

計画の体系（基本施策）

I 「環境市民」をめざした取組

- **環境教育・環境学習の推進**
- 情報共有の推進
- 市民参加の促進

II ごみの減量化・資源化に向けた取組

- 家庭系ごみの減量化・資源化
- **事業系ごみの減量化・資源化**
- 市の率先したごみの減量化・資源化
- **生ごみの減量化・資源化**

III 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

- 安全・安心な処理体制の確立
- 3処理センター体制の安定的な運営
- 効果的・効率的な処理体制の構築

IV 健康的で快適な生活環境づくりの取組

- まちの美化推進
- 市民ニーズに対応した取組の推進
- **不適正排出対策等の取組**

V 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組

- エネルギー資源の効果的な活用
- 低炭素・自然共生をめざした資源の有効利用
- 環境に配慮した処理体制の構築
- **蓄積された環境技術等を活かした取組**

行動計画

1 計画期間

2016（平成28）年度から2017（平成29）年度までの「2年間」とします

2 目標 ●ごみの発生抑制の推進

目標1 1人1日あたりの普通ごみ排出量を15g削減します



基本計画目標	基準年度実績 2014（H26）	第1期 行動計画目標 2017（H29）	基本計画目標 2025（H37）
1人1日あたりのごみ排出量	998g	971g	898g
家庭系	660g	650g	615g
行動計画目標（普通ごみ）	453g	438g	396g
事業系	338g	321g	283g

●リサイクルの推進

目標2 家庭系の資源化率を30%にします



●ごみ焼却量の削減

目標3 ごみ焼却量を1万トンを削減します

家庭系 4千トン削減 事業系 6千トン削減



行動計画

重点施策

重点的・優先的に取り組む施策について、基本計画の基本方針をより明確化して重点施策として設定します

事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの検討

3処理センター体制移行後のごみ処理費用をもとに、事業系一般廃棄物処理手数料等の見直しの検討を行います

事業系古紙の資源化の促進

資源化の手法を積極的に事業者へ情報提供するなどフォローアップを行うとともに、処理センターにおける内容審査を充実させ、古紙の搬入を抑制します

食品廃棄物のリデュース・リサイクルの推進

食べきり協力店の設定など外食産業と連携した食品ロス対策に取り組みます
食品廃棄物を多く排出する事業者の排出実態を把握し、リサイクル推進に向け普及啓発を行っていきます

行動計画

その他の具体的施策

事業者への普及啓発

・環境意識の向上を目指し、廃棄物処理事業に対する**普及啓発の実施**

製品の適正包装の推進

・**製品の適正包装**、**レジ袋削減**の推進に向けた協力の要請

事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底

・減量化・資源化に係る**取組事例等の広報**の充実
・**きめ細かな指導**を行うことにより、事業系ごみの減量化・資源化を促進

事業系資源物のリサイクルルートの拡充

・**古紙類**、**剪定枝**、**厨芥類等の資源化**に向けた普及啓発
・事業系資源物の**リサイクルルートの拡充**に向けた支援

行動計画

その他の具体的施策

不適正排出指導の徹底

- ・**不適正排出事業者に対しての指導**
- ・事業者処理責任の徹底、受益者負担に係る公平性の確保

搬入禁止物の混入防止

- ・**産業廃棄物等の混入防止**
- ・焼却処理施設のより安定的な稼働確保のため、内容審査、監視・指導の強化

環境に配慮した製品の開発促進に向けた環境づくり

- ・事業者による**環境に配慮した製品の開発**
- ・事業者による処理、リサイクルを実施するシステムの確立に向けた取組

環境産業との連携

- ・事業者等と連携した取組の推進
- ・**事業者の環境技術等を広く周知**